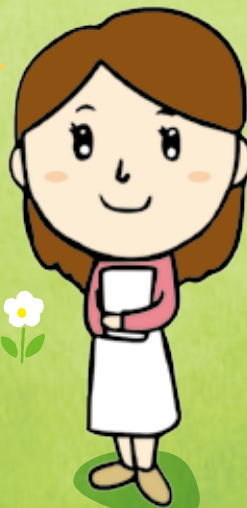
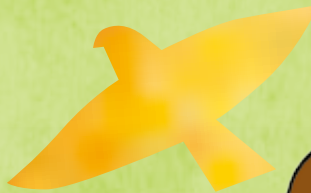


あたら 2025 あ す

新しい明日を つくる



ヤングケアラーを知ろう!



もくじ

- はじめに…………… P1~2
- ヤングケアラーってなに…………… P3~4
- ヤングケアラーになってしまう主な背景…………… P5
- ヤングケアラーが抱える問題点…………… P6
- 嘉麻市では… …… P7~10
- 私たちにできることは… …… P11~12
- こども基本法…………… P13~14

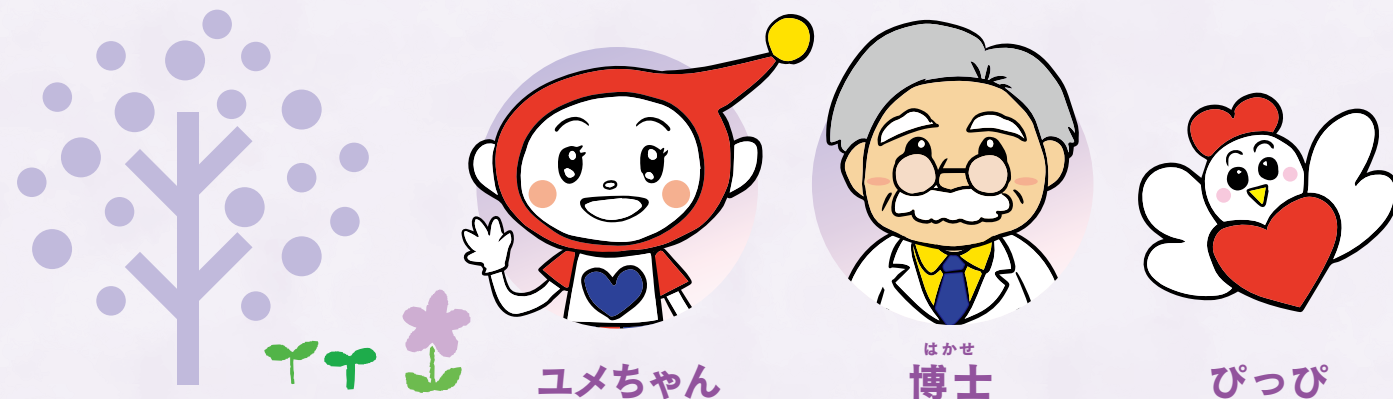


人はだれでも、人として認められ、尊重され、尊厳をもって生きたいと思
っています。そして、自分らしく幸せに生活する権利をもっています。

それは、子どもであっても同じです。さらに、『子どもの権利条約』や『こ
ども基本法』では、子どもは、「**安全な生活が守られ、愛され、
保護され、健やかに成長する権利が守られる**」と定めら
れています。

しかし、子どもを取り巻く環境に目をむけると、体罰や虐待、いじめなど
により生命をも脅かされている現実があります。そして、今、核家族化の
進行やひとり親世帯の増加などにより、本来大人がするような家事や家族の
世話などを日常的にすることで、勉強や友だちづきあい、好きなことをする
時間や余裕がなく、将来に希望がもてない、さらには、寝不足や疲れで心や
体に不調を感じるほど大きな負担を抱えながら日々の生活を送っていること
もがいます。

このように、**本来大人が担う**と想定されている**家事や家族の
世話**などを**日常的**に行っている子どもを「**ヤングケアラー**」と
いいます。

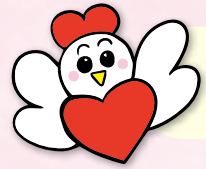


こどもは、勉強したり、遊んだりしながら、日々の生活の中で能力をのばし、
成長していきます。家族の一員として家事や手伝いをするこどもとても大切
です。しかし、本来大人がするような家事や家族の世話のために多くのこと
を我慢しなければならない生活を強いられることは、あたりまえではないの
です。

明日、あなたの家族が急に病気になったり、事故にあったりしたら、あな
た自身(あなたの子ども)が「**ヤングケアラー**」になるかもしれません。
決して他人事ではありません。これは家庭だけの問題ではなく、**社会の
問題**として考え、**支援**していく必要があります。

今年度の啓発冊子では、今、深刻な社会問題となっている「**ヤング
ケアラー**」について考えてみたいと思います。

ヤングケアラーってなに



つぎ
次のイラストを見てどのように思いますか。



おさな
幼いきょうだいの世話をしている。



しょう
障がいや病気のある家族の入浴や
トイレの介助をしている。



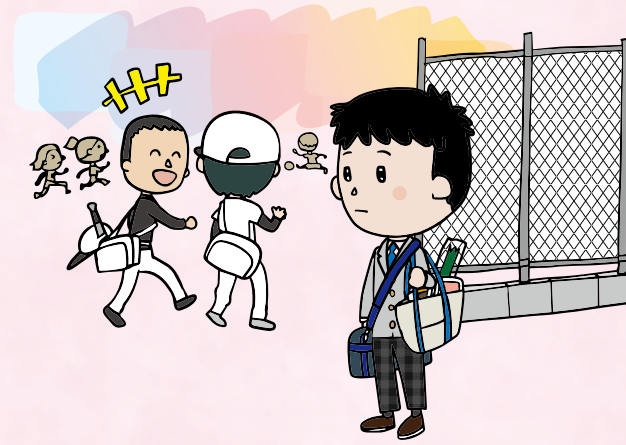
か
買い物・料理・掃除・洗濯などの
家事をしている。



かけい
家計を支えるために働いている。

かぞく
家族の一員として役割を担うことは大切なことです。

しかし、その負担が大きく、子どもとしての生活が送りにくくなる
ことがあります。



かぞく やくわり にな
このように、家族の役割を担うために

ともだち あそ べんきょう
「友達と遊びに行けない」

がっこう い べんきょう じかん
「学校に行けない」「勉強する時間がない」

かけい まいにち
「家計のために、毎日のようにアルバイトをしないといけない」

じょうきょう にちじょうてき おお ふたん かか
このような状況が日常的となり、大きな負担を抱えているこどもを「ヤングケアラー」といいます。



ヤングケアラーといわれるこどもは中学2年生の約17人に1人
いるといわれています。

※令和3年3月、文部科学省、厚生労働省発表「ヤングケアラーの実態に関する
調査研究」より。

ヤングケアラーは、『子ども・若者育成支援推進法』において

「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っていると

認められるこども・若者」とされています。



ヤングケアラーになってしまう

おも はいけい 主な背景



ヤングケアラーになってしまうのはなぜでしょうか？

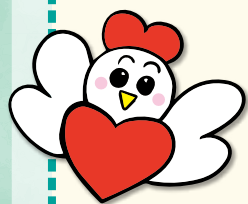
か く か ぞ く か しんこう ○核家族化の進行

きんねん かくかぞくか しんこう かぞく こうせいじんずう へ
近年、核家族化の進行により、家族の構成人数が減っ
ています。そのため、しえん ひつよう おや そふぼ
支援が必要な親を、祖父母など
しゅうい おとな しえん むずか
周囲の大人から支援してもらうことが難しく、こどもが
ふたん にな
負担を担うことになってしまいます。



おやかてい ぞうか ○ひとり親家庭の増加

くに ちょうさ
国の調査によれば、ひとり親世帯の数は高い水準にあり、
ははおや ちちおや かんご かいご ひつよう ほか たよ ひと
母親・父親に看護や介護が必要となったとき、他に頼る人が
いなければこどもがみ じょうきよう
み じょうきよう
み じょうきよう
いなければこどもが看ざるをえない状況になってしまいます。



かぞくいがい ひと し
「家族以外の人に知られたくない」「迷惑をかけてしまうのが嫌だ」
そうだん ばしょ し りゆう ほか ひと そうだん かが こ
「相談する場所を知らない」などの理由で他の人に相談せず抱え込
でしまい、やむを得ずヤングケアラーになってしまうと考えられます。



ヤングケアラーが

かか もんだいてん 抱える問題点



ほんらいおとな やくわり じかん
本来大人がするような役割に時間をとられることで・・・

がっこうせいかつ えいきょう 【学校生活への影響】

がっこう い ちこく そうたい おお じゆぎょう しゅうちゅう
「学校に行けない」「遅刻や早退が多くなる」「授業に集中できない」など、
きょういく きかい じゅうぶん え じょうきよう がっこうせいかつぜんぱん
教育を受ける機会を十分に得られていない状況があります。学校生活全般に
ししょう しんろ せんたく えいきょう かんが
支障をきたし、進路の選択に影響することも考えられます。

しゃかいてき こりつ 【社会的な孤立】

ともだち あそ こりゅう じかん むずか けっか ゆうじんかんけい
友達と遊ぶことや交流する時間をもつことが難しく、結果として友人関係
きはく じょうきよう たん さび かん
が希薄になりがちです。この状況は、単に寂しさを感じるだけでなく、
ちようきてき しゃかいせい ほんたつ えいきょう およ かんが
長期的には社会性の発達に影響を及ぼすことも考えられます。

けんこう えいきょう 【健康への影響】

せいかつ みだ なや こと ふ しんしん ふちよう かん
生活リズムが乱れたり、悩み事が増えたりすることで、心身の不調を感じ
けんこうひがい おそ
るなど、健康被害をもたらす恐れがあります。

かていない せきにな ふたん 【家庭内での責任と負担】

ひび せいかつ なか かてい せきにな ふたん おお
日々の生活の中で、家庭におけるこどもの責任や負担が大きくなりすぎ、
なんれい おう せいかつ かんが
年齢に応じた生活ができなくなることも考えられます。

にんしき けつじょ 【認識の欠如】

おお かね お じょうきよう ふつう とら
多くのヤングケアラーは、彼らが置かれている状況を「普通」だと捉える
けいこう じぶん ぎづ
傾向にあるため、自分がヤングケアラーであることに気付いていません。

かまし 嘉麻市では...



嘉麻市では、こどもの将来が、家庭の経済的理由など、生まれ育った環境に左右されることがないよう、また、困難が世代を越えて連鎖することがないよう必要な環境整備を図るための基礎資料を得ることや、令和6年度策定の嘉麻市子ども計画（子どもの貧困対策計画）に反映することを目的として次のとおりアンケート調査を実施しました。



調査名称：嘉麻市こどもの生活状況調査

調査期間：令和5（2023）年10月6日（金）～11月2日（木）

対象者及び回収状況

（小学生・中学生）

区分	対象者(人)	回収数(人)	回収率(%)
合計	1,740	1,084	62.3
小学校・義務教育学校4～6年生	886	618	69.8
中学校1～3年生・義務教育学校7～9年生	854	466	54.6

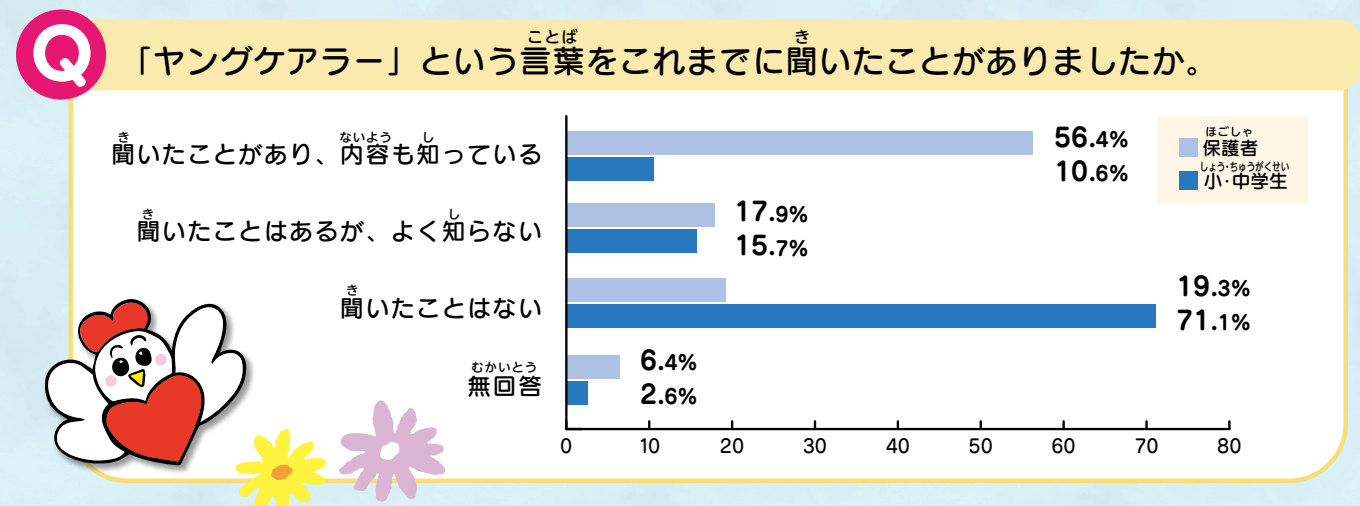
（保護者）

区分	対象者(人)	回収数(人)	回収率(%)
合計	1,265	773	61.1
小学校・義務教育学校4～6年生の保護者	510		
中学校1～3年生・義務教育学校7～9年生の保護者	755		

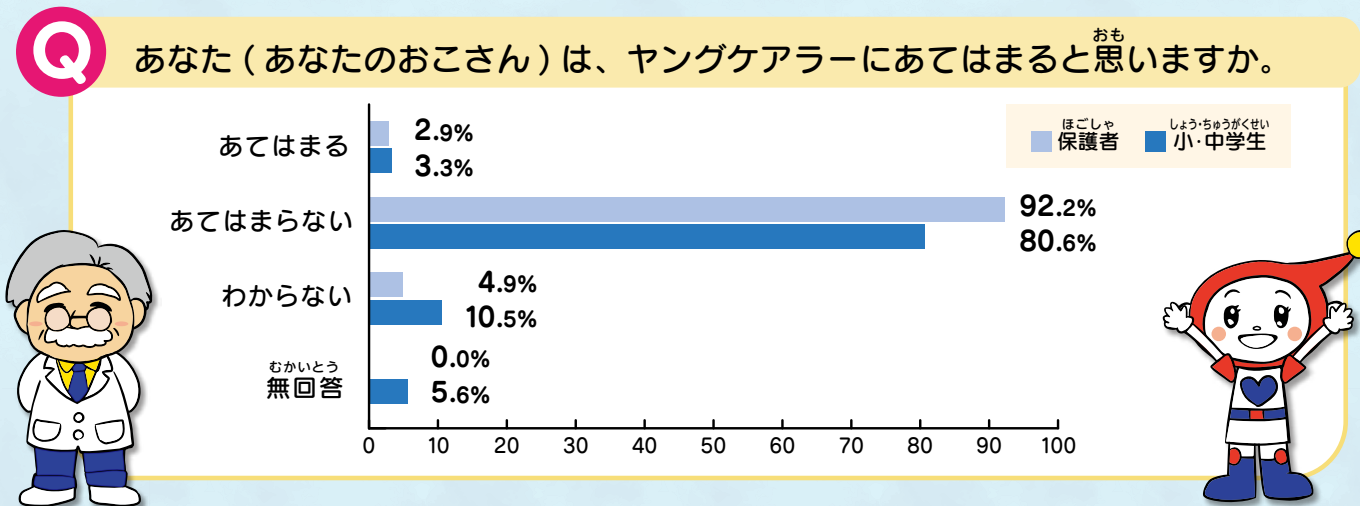
※世帯の中で調査対象となるこどもが2人以上いた場合は、長子のこどもに保護者票を配布

この調査の中で、特にヤングケアラーに関するアンケートについても実施しています。

結果は次のようになっています。



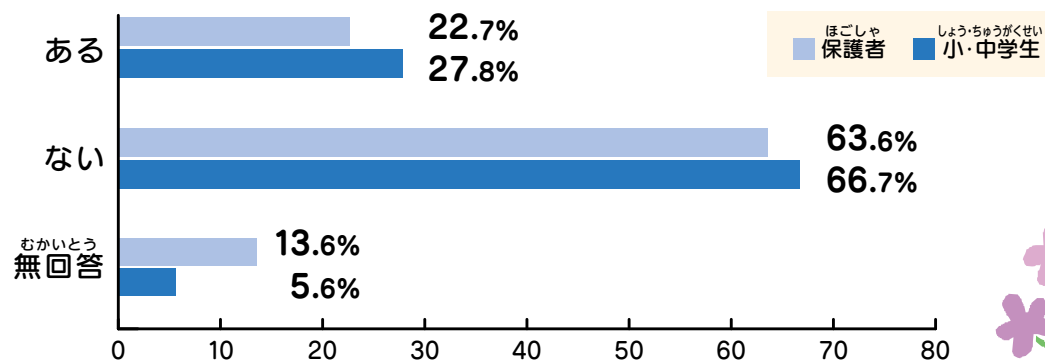
アンケートに回答した小・中学生のうち71.1%（約770人）のこどもたちはヤングケアラーという言葉を知ることがないと回答しています。自分がヤングケアラーであることを気づくことなく、生きづらさを感じているこどもがいるかもしれません。



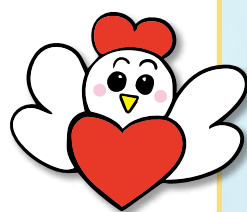
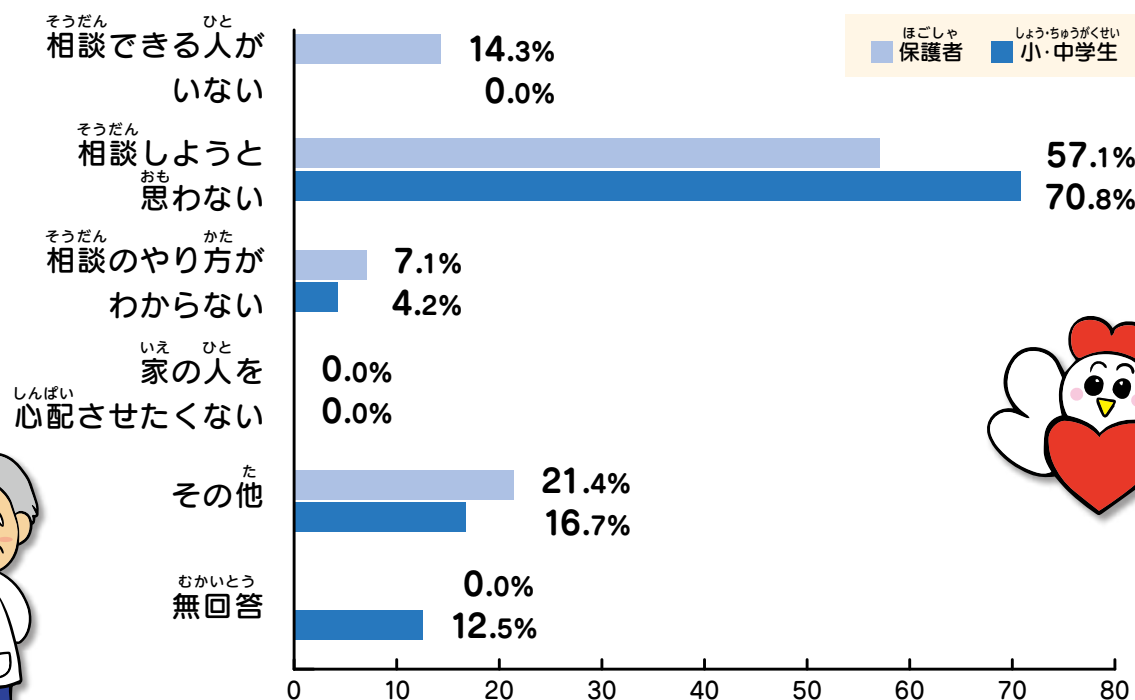
市内の小・中学生の3.3%（約36人）、保護者の2.9%（約22人）が「自分又は自分のこどもはヤングケアラーだ」と日々感じながら生活をしています。



あなたは、そのことを誰かに相談したことはありますか。
【自分（自分の子ども）が、ヤングケアラーだと感じている人に聞いています】

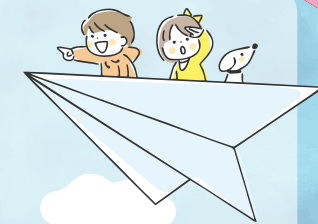


相談していない理由を教えてください。
【自分（自分の子ども）が、ヤングケアラーだと感じている人のうち、相談をしていない人に聞いています】



アンケート結果をもとに

今後どんなことをしていくの？



嘉麻市にもヤングケアラーだと感じている子どもや保護者がいて、その多くは、誰にも相談することなく日々を過ごしていることがわかりました。そこで以下のことに取り組んでいます。

市役所（子育て支援課）では・・・

1. ヤングケアラーのことを広く知ってもらえるような取り組みを行います。
2. ヤングケアラーとなったときに、子どもやその保護者が「自分是一人じゃない」「誰かに頼ってもいいんだ」「他へサポートを求めることはあたりまえのことだ」と思えるような環境づくりに努めます。
3. 相談窓口を広く周知することや相談しやすい体制の充実に努めます。

学校では・・・

1. 子どもたちにヤングケアラーについて正しく理解する機会を提供していきます。
2. ヤングケアラーで困っている子どもへの気づきを促し、できるだけ早く関係機関と連携し、適切な支援につなげられるようにしていきます。
3. 子どもたちやその保護者が相談しやすい環境を整え、子どもたちの声に耳を傾け、気持ちに寄り添った支援に努めていきます。

わたし

私たちにできることは○○○

まずはヤングケアラーという存在を知ることです。一人で悩みを抱え、孤独になりがちなヤングケアラーに気づき寄り添うことが大切です。

こどもの権利が充分守られる社会にするため、私たち一人ひとりがその輪を広げていきましょう。

わたし

こどもの私にできることは○○○

もしも、あなたの友達が家族の世話で困っている様子が見えたら

いつもどおり友達として接してください。一緒に遊べなかったり、時々学校をお休みすることがあっても、それは家庭の事情と理解して、「いつでも友達にいるよ。困ったことがあったら話をしてね。」と伝えましょう。

友達が困っていることをうちあけてくれたら

学校の先生や周りの大人に相談することを勧めましょう。近くの大人に言いたくないときは、電話でも相談できることを伝えましょう。

おとな わたし

大人の私にできることは○○○

誰でも自分の家庭の問題に踏み込まれることに良い気持ちはしません。

でも、困っていることを誰かに話したい、相談したいと思っているかもしれない。知り合いのこどもがヤングケアラーかもしれないと感じたら、日常的な付き合いの中で寄り添い、困っている人をひとりにせず、一緒に考えていくことを伝えていきましょう。

ヤングケアラーとその家族の私にできることは○○○

自分のことや家庭のことを話すのは勇気がいることです。でも、話を聞いて、サポートしてくれる人は必ずいます。ヤングケアラーは家庭だけの問題ではなく社会の問題です。他に助けを求めることは決して恥ずかしい事ではなく、あたりまえのことです。

まずは学校の先生やスクールカウンセラー、親戚の人、友達など信頼できる相手に相談してみましょ。必ず力になってくれます。

身近な人に相談したくないときは、電話でも相談できます。秘密は固く守られますので、電話してみましょ。

各種相談ダイヤル

児童相談所相談専用ダイヤル ※通話料無料

☎0120-189-783 (いちはやく・おなやみを)

受付時間: 24時間受付 (年中無休)

24時間子供SOSダイヤル ※通話料無料

☎0120-0-78310 (なやみいおう)

受付時間: 24時間受付 (年中無休)

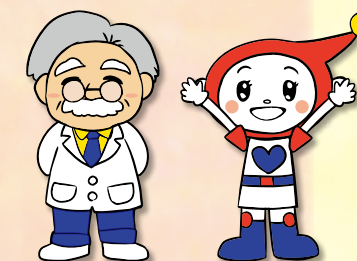
こどもの人権110番 ※通話料無料

☎0120-007-110

受付時間: 平日8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は休み)

嘉麻市役所 子育て支援課 家庭・教育相談支援係

☎62-5717





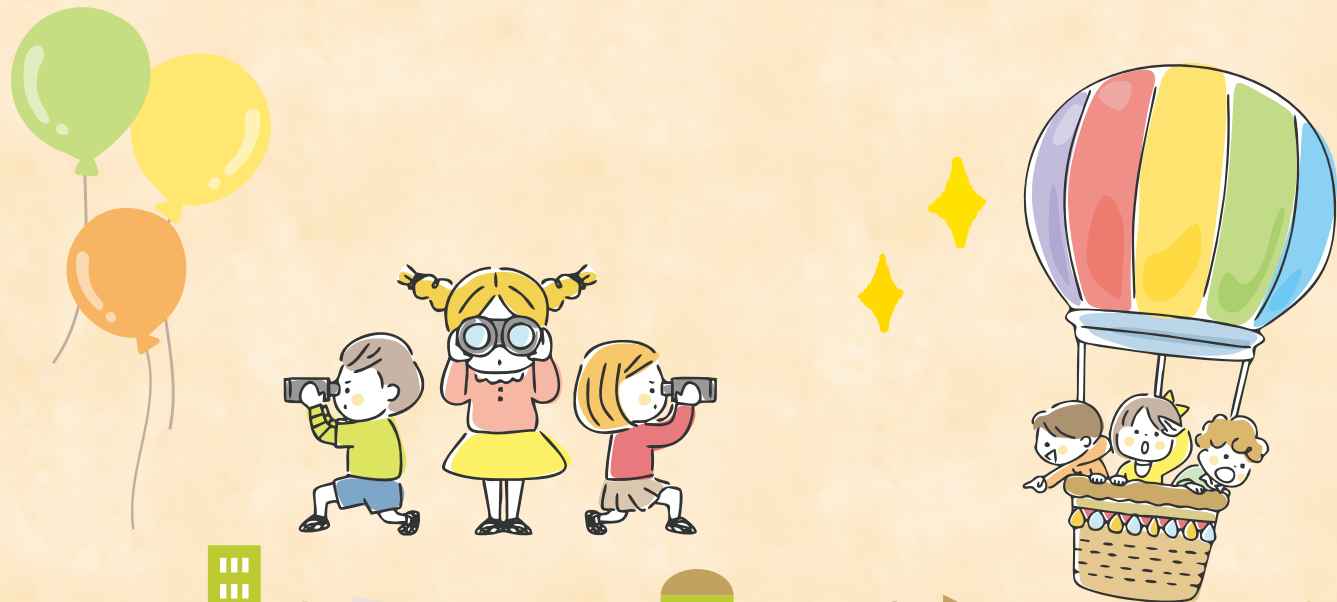
きほんほう こども基本法



『こども基本法』は、『日本国憲法』および『子どもの権利条約』の四つの一般原則である「子どもの最善の利益」「差別の禁止」「子どもの参加」「生存と発達」を反映し、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

この『こども基本法』をもとに設置された「こども家庭庁」が、『こども基本法』に書いてあることを実行する責任を持ち、政府が定めたこども大綱に従って、こども施策を実施していきます。こども家庭庁は「こどもまんなか社会」＝すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会をめざしています。

そのためには、こどもや若者が自分の意見を言う機会や場をつくり、こどもや若者の声をこども施策に反映しながら、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会にしていくことが大切です。



こども施策の 6つの基本理念

すべてのこどもが大切にされ、
基本的な人権が守られ、
差別されないこと

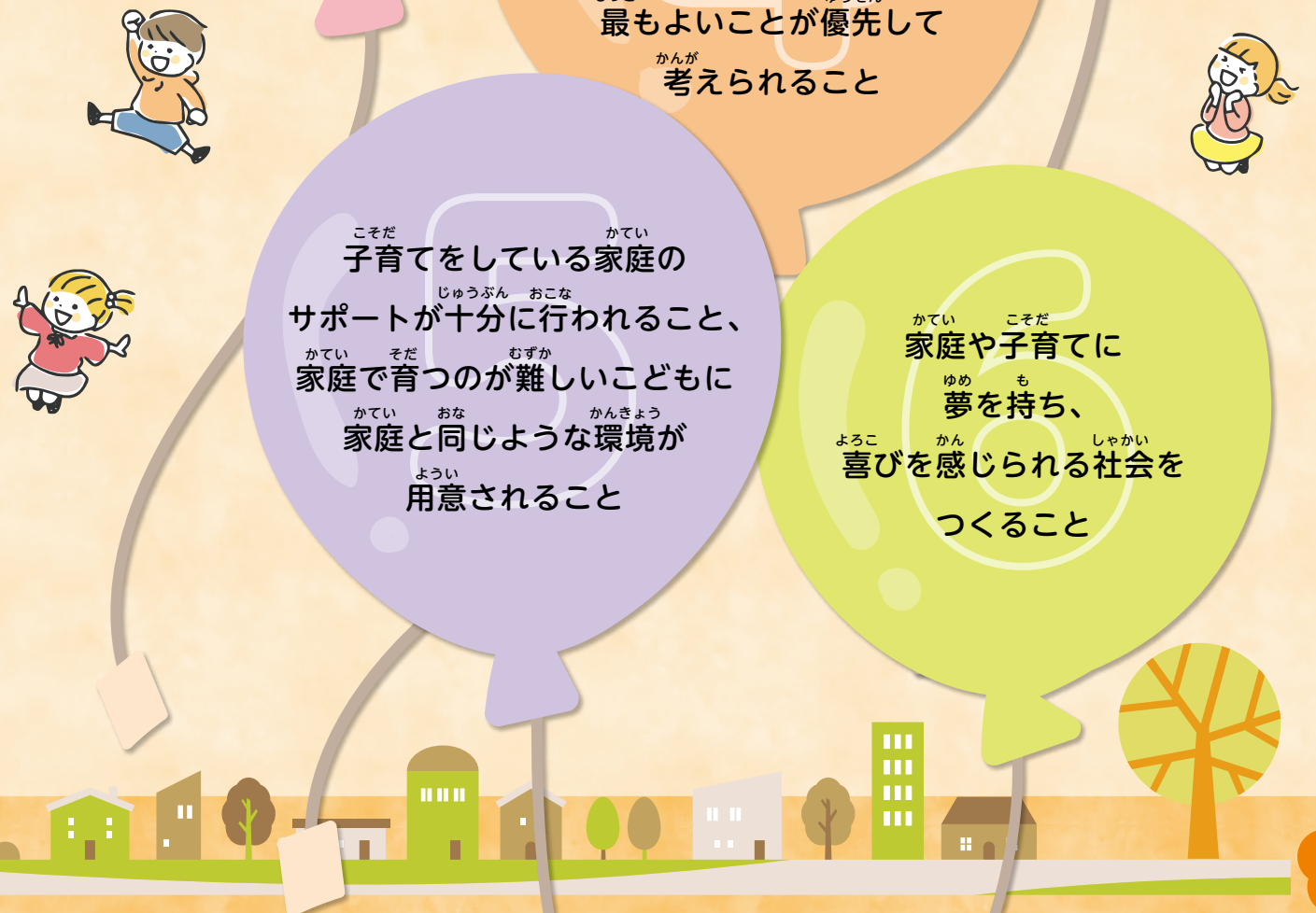
すべてのこどもが
大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、
保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること

すべてのこどもが、
年齢や成長の程度に合わせて、
自分に直接関係することに
意見を言えたり、
さまざまな活動に
参加できること

すべてのこどもの意見が年齢や
成長の程度に合わせて、
大事にされ、
こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して
考えられること

子育てをしている家庭の
サポートが十分に行われること、
家庭で育つのが難しいこどもに
家庭と同じような環境が
用意されること

家庭や子育てに
夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること



嘉麻市では、部落問題をはじめとする様々な人権問題の解決を推進するために次のような活動をしています。

啓発・教育

- 各種団体・企業などへの啓発活動
- 啓発資料・映像教材などの貸出
- その他、人権問題に関する活動
- 人権・部落問題研修会

調査・研究

- 人権・同和教育や啓発活動を推進するための研究会や意識調査等の方法についての調査・研究
- 差別の早期解決に向け、関係機関や団体等と連携した調査・研究

身近な相談窓口～人権について～

相談内容など	相談機関	電話番号	相談時間帯など
部落問題をはじめとする人権に関する相談	常設相談所 みんなの人権 110 番	0570-003-110	平日 8:30～17:15
	こどもの人権 110 番 ●メール相談窓口 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html ●LINE 相談窓口  友だち追加はこちらから！	0120-007-110	
	女性の人権ホットライン	0570-070-810	
差別的扱い、暴行・虐待、いじめ、いやがらせ、プライバシーの侵害、セクハラなどの人権問題(人権侵害)に関する相談	外国語人権相談 ダイヤル	0570-090-911	平日 9:00～17:00 英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ネパール語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語に対応
	インターネット人権相談受付	https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html  検索	
	福岡法務局人権擁護部	092-739-4151	平日 8:30～17:15
	嘉麻市役所人権・同和对策課	0948-42-7405	平日 8:30～17:00
	嘉穂隣保館	0948-57-0032	
	うすい人権啓発センターあかつき	0948-62-3337	
男女共同参画推進課	0948-62-5714		

発行者：嘉麻市・嘉麻市教育委員会

2025年3月1日現在(情報は変更される場合があります。)

問合せ先：嘉穂隣保館 ☎0948-57-0032